

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京における自然の保護と回復に関する条例
公布年月日・番号 平成12年12月22日・東京都条例第216号

1 概要

東京における自然の保護と回復に関する条例（昭和47年条例第108号）の全部を改正したものである。

その概要は次のとおりである。

（1） 目的（第1条）

東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とした。

（2） 都民及び区市町村との連携等（第9条～第12条）

ア 知事は、都民による自発的な自然観察、緑化推進、緑地保全等の自然の保護と回復に関する活動を促進するため、普及啓発、技術指導等を行う指導者を育成するように努める。

イ この条例の規定に違反する疑いがあると認められた行為について都民から通報を受けたときは、知事はその内容について調査を行い、必要な措置をとらなければならないこととした。

（3） 市街地等の緑化施策の拡充（第13条～第16条）

ア 千平方メートル以上の敷地において建築物の新築、改築等をする者は、規則で定める基準に基づき緑化計画書を作成し、知事に提出することとした。

イ 知事は、緑化計画書が規則で定める基準に適合しないと

認める場合、必要な措置を講ずることを勧告することができることとした。

(4) 自然地の保護と回復についての施策の拡充(第17条~第38条)

ア 自然の保護と回復を図るため指定する保全地域に森林環境保全地域と里山保全地域を新設した。

(ア) 森林環境保全地域 良好な自然を形成することができるものと認められる植林された森林の存する地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう。

(イ) 里山保全地域 雑木林、農地、湧水等が一体となって良好な自然を形成することができるものと認められる丘陵斜面地及びその周辺の平坦地からなる地域で、その自然を回復し、保護することが必要な土地の区域をいう。

イ 自然公園の区域内において、緑地保全地域等の指定を行うことができるようにした。

ウ 知事は、都民が保全地域を活用して、自然との触れ合い、学習、体験活動等の機会を確保するよう努めることとした。

エ 公益法人等は、知事の承認を受けて保全事業を行うことができることとした。

オ 知事は、区市町村と連携して湧水等の水辺の保護回復に努めることとした。

(5) 野生動植物の保護(第39条~第46条)

ア 知事は、絶滅のおそれがあるものとして都内に生息し、又は生育している野生動植物の種のうち特に特に保護する必要があると認めるものを、「東京都希少野生動植物種」として指定することができることとした。

イ 東京都希少野生動植物種の捕獲、採取、殺傷又は損傷を

禁止することとした。

ウ 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のために必要があるとみとめるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域で重要と認めるものを東京都希少野生動植物保護区として指定することができることとした。

エ 知事は、東京都希少野生動植物種の保護のために必要があるとみとめるときは、保護増殖事業を行うことができることとした。

(6) 開発の規制強化 (第 4 7 条 ~ 第 5 6 条)

ア 建設残土による埋立て、駐車場の建設などを知事の許可を要する開発規制の対象に追加した。

イ 開発区域の分割による規制逃れを防ぐため、複数の開発が一体としてみとめられる場合について、規制の対象とした。

(7) 罰則 (第 6 4 条 ~ 第 6 8 条)

条文の改正にあわせて罰則を整備した。

2 施行期日

平成 1 3 年 4 月 1 日

3 問い合わせ先

環境局自然環境部計画課管理係

直通電話 0 3 (5 3 8 8) 3 5 3 9

都庁内線 4 2 - 6 1 1